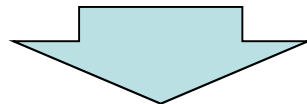


独立行政法人日本学生支援機構の 平成27年度業務実績に関する評価の流れ


第1回 日本学生支援機構ワーキングチーム 平成28年7月4日(月)

- 「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」(平成27年6月30日文部科学大臣決定)に沿って「法人の業務実績・自己評価」並びに「主務大臣による評価(案)」に対する御意見、御助言を頂く
- 評価フォーマットを電子メールにて送付



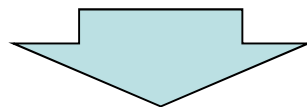
【平成28年7月4日(月)(予定)～7月19日(火)】

【各委員の先生方に行っていただきたいこと】

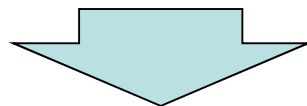
お送りした「独立行政法人日本学生支援機構の平成27年度に係る業務の実績に関する評価」の評価フォーマット中、様式4-1、4-2の「3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価」のうち、「法人の業務実績・自己評価」並びに「主務大臣による評価(案)」について、灰色  で着色した「WT委員からのコメント」欄に御意見等を御記入ください。

御記入いただくコメントは、日本学生支援機構の業務実績に対する御意見、主務大臣の評価(案)に対する御意見等内容は問いません。

(本日の会議や後日御提出いただいたコメントについては、主務大臣による評価に当たって参考とさせていただきます。適宜「主務大臣による評価」欄の<その他>の項目に記載いたします。)



先生方からのコメントを参考に事務局にて文部科学大臣による評価(案)を作成。主査の御意見を賜りつつ評価書の確定。(場合によっては書面審議にて各委員の先生方に御確認を依頼。)



8月上旬目途 文部科学大臣評価の決定

その後、

- ・日本学生支援機構へ評価結果の通知
- ・評価結果の公表

評価様式(サンプル)

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本学生支援機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成27年度(第3期)
	中期目標期間	平成26～30年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
高等教育局	高等教育局	担当課、責任者	学生・留学生課 井上諭一
大臣官房	大臣官房	担当課、責任者	政策課 柳 孝

3. 評価の実施に関する事項	
政策評価に関する有識者会議 日本学生支援機構ワーキングチームに評価結果案を諮り、意見を聴取した。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査、理事長・監事ヒアリング、有識者からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載 	

4. その他評価に関する重要事項	
特になし	

5. 日本学生支援機構ワーキングチーム 委員名簿	
荒 張 健	新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 公認会計士
加 藤 泰 建	埼玉大学名誉教授
佐 藤 淳	名古屋工業大学大学院工学研究科 教授
高 石 恭 子	甲南大学文学部 教授
山 本 清	東京大学大学院教育学研究科 教授

	…実績報告時に日本学生支援機構にて記載する項目。
	…評価時に所管課にて記載する項目。
	…実績報告時に日本学生支援機構が記載し、所管課が評価時に修正する項目。

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		B	B		
評価に至った理由	項目別評価は業務の一部がA、CであるもののおおむねBであり、また全体の評価を引き下げる事象もなかったため、本省の評価基準に基づきBとした。 ・ 項目別評価の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評価に至った理由を記載。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	奨学金貸与の的確な実施及び返還金の回収促進、留学生支援事業及び学生生活支援事業の充実、一般管理費の削減、外部委託の推進、内部統制・ガバナンスの強化など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。 具体的には、奨学金貸与事業については、返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、当年度分回収率が年度計画値を大きく上回った。 ・ 項目別評価及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評価のうち、重要な事項について記載。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。 ・ 法人全体の信用を失墜させる事象（法令違反の不祥事等）や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画にない項目別評価に反映されていない事項などを記載。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	・ 個人情報情報機関への誤登録事案については、事案発覚後ただちに危機管理対策本部を設置し、当事者及び国民への説明・お詫びを含め適切な事後措置を行っていることと認められるが、事案の重大さを十分に認識した上で、今後再発防止策を確実に実施することが求められる。(PO参照) ・ 不動産ポータルサイトへの入居者募集情報等の掲載、大学に配分した居室の募集方法の見直し等により入居率の向上に努めるとともに、支出削減や館費等の改定による収入増に努め、収支比が昨年度に比べ改善したことは評価できるが、年度計画値を達成することができず、今後、入居率の確保に向けた一層の取組等により、改善を図ることが必要である。(PO参照) ・ 個人情報保護に対する職員の意識向上を図るため、階層別研修を実施したことは評価できるが、一方個人情報漏えいの再発防止に向けて取組を行っているものの漏えい事案が増加していることから、個人情報保護に対する意識のさらなる向上を図るとともに、再発防止策をさらに検討し実施することが求められる。(PO参照) ・ 今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載。併せて改善で目指す目標を具体的に記載。
その他改善事項	特になし 項目別評価で指摘した課題及び改善事項で、翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載。併せて課題及び改善事項が発生した要因、そこからの改善のための目標を具体的に記載し、フォローアップ時の評価指標に反映できるように留意すること
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし 今後、改善が見られなければ改善命令が必要となる事項があれば記載（無い場合には「特になし」と記載する）。

4. その他事項	
監事等からの意見	・ 本ワーキング終了後記載

その他特記事項

- ・ 本ワーキング終了後、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載。

様式3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価総括表

中期計画(中期目標)	年度評価					項目別 評価	備考
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置							
1 共通的事項							
(1) 透明性及び公平性の確保	ゴシック体の項目→小項目					I -1-(1)	
運営評議会の実施状況	明朝体の項目→細目						
外部評価の実施状況	B	B					
(2) 広報・広聴の充実	B	B			I -1-(2)		
広報活動の実施状況	B	B					
広聴活動の実施状況	B	B					
(3) 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	B	B			I -1-(3)		
学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況	B	B					
(4) 情報セキュリティ対策の実施	B	B			I -1-(4)		
情報セキュリティ対策の実施状況	B	B					
2 奨学金貸与事業							
(1) 奨学金貸与の的確な実施	B	B			I -2-(1)		
奨学金貸与の的確な実施状況	B	B					
(2) 適格認定の実施	B	B			I -2-(2)		
適格認定の実施状況	B	B					
(3) 返還金の回収促進	B	B			I -2-(3)		
①返還金回収状況の把握と分析							
回収状況の把握・分析等の実施状況	B	B					
②回収の取組							
当年度分回収率	A	A					
要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率	C	B					
総回収率	A	A					
リレー口座の加入徹底及び返還相談に係る取組状況	B	B					
初期延滞における督促の実施状況	B	B					
中長期延滞における督促の実施状況	B	B					
法的処理の実施状況	B	B					
延滞者の実態調査の実施状況	B	B					
住所調査の実施状況	B	B					
個人情報情報機関の活用状況	B	C					

中期計画(中期目標)	年度評価					項目別 評価	備考
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
③機関保証制度の運用						I -2-(3)	
機関保証制度の運用状況	B	B					
④減額返還・返還期限猶予及び返還免除 制度の適切な運用							
減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況	B	B				I -2-(4)	
⑤所得連動返還型奨学金制度の導入							
所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた準備状況	B	B					
(4) 情報提供等の充実	B	B			I -2-(4)		
情報提供等の実施状況	B	B					
(5) 学校との連携強化	B	B			I -2-(5)		
学校との連携の実施状況	B	B					
3 留学生支援事業							
(1) 日本への留学前の学生に対する支援	B	B			I -3-(1)		
①日本留学に関する情報提供等の充実							
日本留学に関する情報提供の実施状況	B	B					
②日本留学試験の適切な実施							
日本留学試験の実施状況	B	B					
年間応募者数	B	B					
収支改善に係る検討状況	B	B					
③日本語教育センターにおける教育の実施							
質の高い教育の実施状況	B	B					
留学生受入れに係る取組状況	B	B					
卒業予定者の満足度	A	B					
(2) 外国人留学生に対する在学中の支援	B	B			I -3-(2)		
①外国人留学生に対する学資金の支給							
外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B	B					
②外国人留学生に対する宿舍の支援等							
札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況	B	B					
東京国際交流会館における収支の改善状況	B	C					
兵庫国際交流会館における収支の改善状況	C	B					
東京国際交流会館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況	B	B					
留学生借り上げ宿舍支援事業の実施状況	B	B					

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

様式4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-2-(1)	奨学金貸与事業（1）奨学金貸与の的確な実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号	業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0149

「文部科学省の使命と政策目標」より該当するものを転記

政策評価表若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシートの番号を記載

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度		X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度
□□率	計画値	最終年度に40%	—	25%	30%	34%	37%	40%	予算額（千円）					
	実績値	—	18%	23.6%	28.1%	32.3%			決算額（千円）					
	達成度	—	—	94.4%	93.7%	95.0%			経常費用（千円）					
△△数	計画値	最終年度に70万件	—	22万件	31万件	42万件	55万件	70万件	経常利益（千円）					
	実績値	—	15万件	24万件	36万件	44万件			行政サービス実施コスト（千円）					
	達成度	—	—	109.1%	116.1%	104.8%			従事人員数（人）					
××度重要度「高」	計画値	各年度70%	—	70%	70%	70%	70%	70%						
	実績値	—	65.7%	66.3%	75.5%	69.7%								
	達成度	—	—	94.7%	107.9%	99.6%								
	計画値													
	実績値													
	達成度													

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）	
				業務実績	自己評価	小項目	細目
真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう、奨学生に関する家計調査等を行い、調査で得られたデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ収入基準の見直しを図る。	18歳人口が減少していき一方で、18歳人口の約8割が高専教育機関へ進学していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないようにするために、国における今後の貸与基準等の検討に資することを目的として、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行うことにより収入基準の見直しを図る。	収入基準の見直しを図るため、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行う。	<7> 奨学金貸与の的確な実施状況	<p><実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書P12～14 日本学生支援機構の業務実績報告書の該当ページ</p> <p><自己評価書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書P12～14</p> <p><主要な業務実績> ○収入基準の見直し 平成28年度事業予算案の策定にあたって文部科学省と財務省が協議した内容を踏まえ、最新の奨学金適格者日本学生支援機構の業務実績報告書よりに基づき、ひとり親世帯や多子世帯が中心に子育てができるよう配慮しつつ、限りある財源を有効活用するために、以下の見直しを行った。（平成29年度入学の予約採用者から適用予定） [見直し内容] (1)給与所得控除額の見直し 経済的理由により就学に困難がある者に対して貸与される奨学金の制度的位置付けを明確にするため、給与所得控除額を引き下げ。 (2)母子・父子世帯に係る控除額の見直し 母子・父子世帯の特別控除額を引き上げ。 (3)多子世帯に係る控除額の見直し 子どもが二人を超える世帯において、超える人数について控除する額を引き上げ。</p> <p>○奨学生に対する貸与の適格性確保について 貸与額が高額となることが延滞発生に与える影響等を勘案し、奨学金の借り過ぎ防止策として以下の施策について文部科学省と協議の上実施した。（平成28年度採用者より適用） (1)第二種奨学金における貸与期間の制限 (2)併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導等 (3)申込時における過去の奨学生番号の届出</p>	<p><自己評価書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書P12～14</p> <p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・奨学生の家庭実態に配慮した収入基準の見直しは評価できる。 ・貸与額が延滞発生に与える影響等を勘案した借り過ぎ防止策について、文部科学省と連携して検討を進め、実施したことは評価できる。 ・意欲ある学生・生徒が進学・就学の機会を失わないよう、所得連動返還型無利子奨学金や東日本大震災復興枠の採用を行うなど、制度を適切に運用したことは評価できる。</p>	<p>小項目</p> <p>評定 B</p> <p>事務局にて評定案、及び評定に至った理由を記載。</p> <p><評定に至った理由> 奨学生の生活実態や家計実態等、データに基づく具体的な根拠により家計基準の見直しを行ったことは評価できる。また、貸与額が延滞発生に与える影響等を勘案した施策及び厳格な審査について検討を進めたことは評価できる。 意欲ある学生・生徒が進学・就学の機会を失わないよう、所得連動返還型無利子奨学金や東日本大震災復興枠の採用を行うなど、制度を適切に運用したことは評価できる。 以上のことから当該評定をBとする</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 実績に対する課題及び改善方策など目標を達成していない業務等については、その要因と改善方策等を事務局にて記載。</p> <p><その他事項></p>	<p>細目</p> <p>委員の先生方からのWTでのご意見や、書面審議にていただいた御意見をのちほど事務局にて記載。</p> <p>【WT委員からのコメント】 「法人の業務実績・自己評価」や「主務大臣による評価（案）」についてご意見等を御記入ください。</p>

4. その他参考情報

予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載（無い場合には「特になし」と記載する）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ—1—(3)	業務の効率化 (3) 契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価（案）
				業務実績	自己評価	
<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。</p> <p>契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。</p>	<p>契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。</p> <p>中期目標、中期計画、年度計画を記載。</p>	<p>契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。</p>	<p><55> 契約の適正化に係る実施状況</p> <p><主な定量的指標></p> <p>特になし</p> <p>(定量的な指標はそくわないため)</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p><実績報告書等参照箇所></p> <p>平成27年度業務実績等報告書P86～89</p> <p>日本学生支援機構の業務実績報告書の該当ページ</p>	<p><自己評価書参照箇所></p> <p>平成27年度業務実績等報告書P86～89</p> <p>日本学生支援機構の業務実績報告書の該当ページ</p>	<p>小項目 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>随意契約で実施していたものや一者応募者応募したものが多かったことにより、事務局にて評定案、及び評定に至った理由を記載。契約監視委員会の点検結果を踏まえて見直しを図り、積極的に一般競争入札等の実施を推し進めるとともに、競争性の確保を図ったことは評価できる。</p> <p>また、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札により調達を実施していることや2ヶ年連続して一者応札・一者応募となった案件について、より多くの参加事業者を確保できるよう措置を講じたこと、及び少額随意契約においても透明性・公平性の確保に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>地方公共団体等及び他法人と共同調達や間接業務の共同実施を行い、効果的かつ効率的な業務運営に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>以上のことから当該評定をBと</p>
				<p>〇契約監視委員会の開催</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、平成27年度契約監視委員会を開催し、平成27年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画(案)を点検した(平成27年6月22日)。また、平成28年度契約監視委員会を開催し、平成27年度調達等合理化計画の自己評価(案)、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」の対応について点検した(平成28年5月31日)。</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>「調達等合理化計画に係る実施状況」</p> <p>・一者応札・一者応募となっていたもの</p> <p>・一者応募となった案件について、より多くの参加事業者を確保できるよう措置を講じたこと等により、一者応札・一者応募の件数が前年度より減少するとともに、サービスの特性により供給者がある程度特定される公募案件を除いた場合、競争性のある契約に対する一者応札・一者応募の件数割合が前年度を下回ったことは評価できる。</p>	

【WT委員からのコメント】

「法人の業務実績・自己評価」や「主務大臣による評価（案）」についてご意見等を御記入ください。